

平成 29 年度 生活環境委員会行政視察報告

[参加委員]

委員長 瀧川 勉

副委員長 山下 宏

委員 坂井芳浩、重見秀和、入江幸江、村上満典、伊藤 斉、部谷翔大

1 視察月日 平成 29 年 5 月 16 日（火）～18 日（木）

2 視察先及び視察事項

- ・岐阜県各務原市 ごみ行政について
- ・愛知県岡崎市 男川浄水場更新事業について
猫のマイクロチップ装着推進事業について
- ・静岡県富士宮市 稲子地区定住推進支援事業について

3 視察目的

- ・ごみ行政について

各務原市では環境保全施策の推進（環境基本計画の推進、地球温暖化対策、環境保全協定、環境啓発、環境学習、浄化槽の整備等）や廃棄物処理（一般廃棄物処理計画、ごみ処理計画、3R : reduce reuse recycle への取り組み等）を行っています。本市でも類似事業を数多く行っていますが、一般廃棄物処理運搬業者・処分業者の数に大きな違いがあります。2016 年の「月刊廃棄物」によると、各務原市の一般廃棄物収集運搬業者数が 6 社、処分業者が 2 社となっていますが、本市では一般廃棄物収集運搬業者が 152 社、処分業者 15 社（平成 29 年 3 月末時点）とかなりの違いがあります。

本市と各務原市では、市域の広さは違うものの、人口規模は類似しており、一般廃棄物処理のあり方について理解を深め本市の今後のごみ行政に生かすため、調査研究を行います。

(岐阜県各務原市)

- ・男川浄水場更新事業について

男川浄水場は岡崎市の給水量の約半分をまかなう基幹浄水場ですが、昭和 40

年の通水開始後、老朽化が進み耐震性能にも問題があるため更新が必要となり、平成30年2月1日の供用開始を目指しPFI方式で更新事業を進められているところです。

本市の水道施設に関しても、特に現時点での具体的な更新計画はないものの、同様に老朽化が進んでおり、いずれは施設を建て替えて更新するか、長寿命化をはかるための改修工事を行うか、何かしらの対策が必要となると思われます。今後の本市の事業展開の参考とするためにも、更新事業にPFI方式を採用しかなりの費用縮減が可能となった、岡崎市の先進事例を調査研究します。

(愛知県岡崎市)

・猫のマイクロチップ装着推進事業について

岡崎市では動物行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を推進することを目的として「岡崎市動物行政推進計画」を策定しています。その取り組みの一つとして、市内で飼養されている飼い猫が協力動物病院にて避妊・去勢手術を行う際に、登録手数料1,000円以外は無料でマイクロチップを装着する事業を行っています。事業の目的は、猫の適正飼育の普及啓発、所有者責任を明確にするとともに、行方不明・事故・災害発生時における猫の対応を容易にすること、また不幸な子猫の誕生を抑制することです。

本市でも、人と猫とが快適に共生できるまちを目指し、猫の屋内飼養、不妊・去勢手術の必要性、所有者明示、適切な餌場・排泄場所の選定と管理等をポイントとして、平成28年3月に猫の適正飼養等ガイドラインを策定しています。飼い主のいない猫への不妊・去勢手術費の助成制度、地域猫・TNR活動〔※TNR：TNRとは、①猫を捕獲する(Trap)、②猫に不妊・去勢手術を施す(Neuter)、③猫が生活していたもとの地域へ戻す(Return)という頭文字をとったもの。野良猫の数を今以上に増やさず一代限りの命を全うさせることを目的としている。〕の普及・周知に取り組んでいるところです。

本市の猫の適正飼養について平成28年度の実績は、助成の決定件数が64件(個人60件、TNR活動団体1件、地域3件)、助成金の問い合わせが178件、策定したガイドラインについての問い合わせ24件となっており、平成29年度は引き続き制度の周知や普及啓発活動に取り組んでいくこととしていますが、現在本市では行っていない先進的な取り組みとして岡崎市を視察し、今後の事業展開の参考とするため、調査研究を行います。

(愛知県岡崎市)

・稲子地区定住推進事業について

富士宮市では、平成 20 年より、過疎化高齢化の進む稲子地区において稲子地区定住推進委員会を組織し、地域と協働により定住推進事業を実施されています。稲子地区定住推進委員会は、建物所有者と入居希望者の調整や、安心して定住できるよう定住後の相談受付、また稲子地区の活性化を目指し、地域に根付いた活動として、新規定住者との交流会なども積極的に行っています。

本市でも、市直営型の空き家バンク制度に加え、地域型空き家バンク制度の運用開始や、地域資源の利活用で地域経済の活性化を図る、また地域おこし協力隊として外部人材を受け入れるなど、定住促進に向けさまざまな取り組みを進めているところです。

富士宮市稲子地区では、実際に小学校の児童数が平成 22 年度に 5 人まで減少しましたが平成 28 年度には 12 名に増加するなど、成果もあがっており、実際に視察し調査研究を進めていくことで、今後の本市の定住促進施策の参考としていきたいと考えています。

(静岡県富士宮市)

4 視察概要

(1) 岐阜県各務原市 ごみ行政について

①日時

平成 29 年 5 月 16 日 (火) 午後 2 時 30 分～午後 4 時

②対応

各務原市 環境水道部北清掃センター所長
環境水道部次長兼環境政策課長
環境水道部環境政策課主任主査兼環境政策係長

③内容

○ごみ収集・処理事業の沿革

昭和 38 年 4 月に 4 町が合併し各務原市が誕生しました。その後昭和 48 年 4 月にごみ収集の無料化に伴い、ごみ収集を市の委託業務とし、収集業者が 2 社に統合されています。会社が多いとさまざまな指示を伝えるのが困難であるとして 2 社へ統合されたと聞いているとのことでした。その後、ごみ収集のステーション化や分別収集の開始等を経て、平成 15 年 4 月に新しいごみ処理施設(溶融炉、3 炉形式)を稼働させ、その後川島町と合併したことで処理業者数は若干増えたものの、各務原地区で 2 社、川島地区(旧川島町) 3 社であり、

川島地区では合併前と収集体制に変更はありません。

○ごみ処理の現状について

平成15年4月に高温ガス化直接溶融炉として北清掃センターを稼働させています。導入費用が高い溶融炉を選択したのは、ダイオキシンなど公害の防止、余熱の有効利用、ごみの再資源化（メタル、スラグ）等の理由に加え、最終処分場がいっぱいでなかなか次の候補地が見つけられないことも考慮してのことです。平成28年度のごみ搬入量は、リサイクルごみが1,490トン、不燃・粗大が3,088トン、埋立が495トン、可燃が37,382トンで合計42,455トンとなっています。特徴としては自己搬入が多く、可燃ごみは一日あたり3トン、不燃・粗大・その他ごみは一日あたり4トンです。なお、可燃ごみの手数料を45リットルで3円/枚と安くしており（山口市は18円/枚）、有料化によるごみ量の抑制効果がありませんが、この手数料については、市民に負担のないようごみ袋の価格は変えずに厚さの規格を変更し、原材料費を抑えたことによる減価分をごみ処理手数料として算出したとのことでした。

○特徴的な事業

緑ごみリサイクル事業として、家庭や事業所等から排出される樹木の剪定枝や落ち葉、刈り草などを「緑ごみ」とし、焼却処理を中止し、分別回収を行っています。回収された緑ごみは市内の民間再資源化施設へ搬入され、バイオマス燃料としてリサイクルを行っており、また、公共施設の樹木剪定等に伴うものは堆肥化処理し、市民への無料配布や公園などの植栽、緑化工事に活用されています。この緑ごみ回収は土曜日に行っており、地区の作業等は日曜に行うことが多いかも知れないが、枝は一週間で腐敗することもないので、収集日まで我慢していただいているとのことでした。この事業を始めてから、搬入されるごみの量は減ってきています。

○一般廃棄物の適正処理について

本市同様、ごみ処理基本計画、実施計画を策定し廃棄物の抑制及び適正な処理に取り組んでおられます。本市と大きく違うのは許可業者数ですが、各務原市では、省庁からの通知（平成20年6月19日付廃棄物対策課長通知、平成26年10月8日付廃棄物・リサイクル対策部長通知）において市町村の一般廃棄物処理責任が極めて重いと、入札ではなく随意契約で、一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた事業者に対して委託をしています。また、新規許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定され初めて許可をして以降、新たな事業者への許可は出していないとのことでした。

④所感

各務原市も本市同様に一般廃棄物の適正処理に取り組んでおられるが、なか

でも省庁からの通知（6.19 通知、10.8 通知）に対する取り組みを確認させていただいたところです。各務原市は上記の通知の趣旨である、市町の一般廃棄物の処理責任が極めて重いことをかんがみ、随意契約で従前から実績ある業者選定を心がけておられ、新規許可も法律が制定されて初めて新規業者を許可して以降新規の許可は出しておらず、慎重な対応をとっておられます。本市の収集運搬業者は 152 社、処分業者は 15 社であるが、上記の通知の理念を実現するためには業者数がある程度限られることが必要ではないでしょうか。民間に委託することで得られるコスト削減、効率化なども求めつつ、山口市の収集・運搬を含む一般廃棄物の適正処理にはある程度の業者の絞り込みが必要ではないかと感じました。

また、各務原市の取り組んでいる緑ごみリサイクル事業について、開始したところ一割以上の可燃ごみの減量が実現できており、本市でも一部地域内で剪定枝葉等を民間業者に処理委託し、堆肥化を行ってはいますが、各務原市では平成 27 年度実績で 4,069 トンもの処理をしていることから、本市でも流通経路を確保し、全市域での事業展開を検討してみてもどうかと感じました。

各務原市役所にて



(2) 愛知県岡崎市

男川浄水場更新事業について

①日時

平成 29 年 5 月 17 日（水）午前 9 時～午前 10 時 05 分

②対応

岡崎市 上下水道局水道工事課 副課長
上下水道局水道工事課施設建設係主幹

③内容

○事業の概要

岡崎市の全体水量の 51%を占める男川浄水場は、耐震化されていない施設が複数あること、昭和 40 年の通水開始後老朽化が進んでいることから、更新を進めることを決定されました。その際、多額の事業費が見込まれることから、民間事業者の技術等を活用するためにも、P F I 法に基づいて更新事業を進めることになったとのことです。更新に際して重視したのは、給水は市民の生活に欠かせないものであることから、安定した浄水処理が可能であること、財政的な負担を軽減すること等であるということでした。

今回の P F I 事業では、設計、建設、維持管理は一括発注としますが、今までの市職員の経験と知識を継続するため、浄水場の運転は直営により継続します。

○P F I 手法の導入について

岡崎市が更新を決定した平成 23 年当時は全国でも 7 事業程度ではあるが、P F I 手法により水道分野の実績で一定の事業費削減の効果が出ており、従来の民設民営以外にも民設公営、公設公営でも P F I で実施できること、また P F I 事業への参加実績のある事業者や水処理メーカーからも多くの関心を得られたこと、従来手法と比べて約 13 億円のコスト削減効果を見込めたことから、P F I 事業として実施を決定されました。

また、P F I 手法の注意点が 3 点ほど示されました。市から示す要求水準、事業提案書にない仕様について、より安価なものとされる傾向があるため、これを防ぐには全て仕様書に盛り込む必要があること。岡崎市では直営の運営としたため、事業者側からだけでなく運転を行う職員側からもいろいろな意見・要望が出たこと。市が示す要求水準等に関する事業者からの質問への回答作成、提案内容の整理など非常に莫大な事務量となり、公告から落札者の決定まで 8 カ月かかっているが、非常にタイトなスケジュールとなったこと、です。こういった質問は総数 2,600 件に及び、質問の回答は後日の契約内容に反映されることから事業者の質問の意図を探る必要もあり、もう少し、最低でも 1 年くらいは期間が必要であったとされていきました。また、質問は「仕様のここの記載はどういう意味か」といったものが多かったことから、事前にもっと詳しく書いておけば件数は減った可能性もあるとのことでした。

なお、落札率が 54 パーセントですが次点と 4 億円しか差がなく僅差でした。やはり入札の際の条件で能力条件として過去の実績等を盛り込んであることから、事業者が実績作りのためにも、努力された可能性があったかもしれないとのことでした。

○管路等の更新への P F I 方式導入について

岡崎市では、現在布設する管の管種は全て耐震管を採用し、管路の耐震化を進めています。平成 27 年度末の水道事業の水道管路は全延長約 2,142 キロメートルで、それに対し耐震性を有する管路延長は約 775 キロメートルであり、耐震化率は 36.2 パーセントです。岡崎市の P F I 方式導入の判断は初期投資額 10 億円以上、年間維持管理費及び運営費が 1 億円以上の事業について導入適正の検討を行うこととなっていますが、管路の更新は優先順位を決めて進めており、工事施工箇所は市内全域であることから、維持管理までを考えると工事施工箇所に P F I 方式の導入は難しいとされていました。

④所感

本市の浄水施設は設備ごとに老朽化に応じた更新を実施することで延命化を図っており、現時点で更新の予定はありませんが、P F I 事業でどのように作業を進めてきたか、どういった長所があったか等詳細をお聞きし、大変参考になりました。職員の知識継承のため、民間事業者が実施設計、建設した後維持管理業務を行う B T M (Build Transfer Maintenance) 方式とし運転は岡崎市が行うため、人件費の大きな削減効果は望めないとのことですが、これまで別々で委託していた業務をまとめて行うことによる人員の削減、コストの削減は図れるとされていました。また、P F I 事業を行うことで更新事業を行っている間のリスクが分散できること、P F I 事業により民間事業者の持つ技術力やノウハウを最大限活用して効率的に事業を実施できることがメリットだとのことです。

注意すべき点としては、仕様書等における要求水準をしっかりと作成することが大切であるので、アドバイザー（岡崎市はみずほ総合研究所）との連携、職員のレベルアップが欠かせません。P F I 事業を導入するには、職員の知識継承とコスト削減等、官民の分担のバランスを考えていかないといけないと感じました。

(3)愛知県岡崎市

猫のマイクロチップ装着推進事業について

①日時

平成 29 年 5 月 17 日（水）午前 10 時 15 分～午前 11 時 30 分

②対応

岡崎市保健部次長 岡崎市動物総合センター所長
保健部主幹 岡崎市動物総合センター副所長

③内容

○事業の概要

動物総合センターでは所有者不明の猫、公共の場所で負傷し保護した猫を引き取っていますが、その後は①譲渡②返還③処分依頼④センター内での死亡の4パターンの経緯をたどっています。猫には、犬のような登録制度や係留義務がないことから飼い主の所有者意識が低い傾向がありますが、猫の所有者明示と不幸な子猫の誕生を防ぎ、事故や災害等での猫への対応を容易にするために始めた事業です。

市内で飼養されている猫の避妊去勢手術の際に、登録料 1,000 円のみでマイクロチップを装着できる事業で、平成 26 年 6 月から事業を開始しています。市内の全動物病院に協力していただいております、市がマイクロチップを動物病院に預託し、装着の技術料は無料で実施されています。岡崎市では個人の避妊去勢手術への助成を行っていませんが、飼い主不明の猫に対しては地域代表と話した上で市が避妊手術を行っているとのこと。

○岡崎市の現状

猫に関する苦情は負傷、糞尿、えさやりについてが多く、既存の取り組みとしては、引き取り数の減少、譲渡率の増加に取り組んでいるところです。動物愛護法の規定で引き取りの拒否も可能であることから、引き取り希望で動物総合センターを訪れた飼い主へは、まず説得をしています。ただし、センターで引き取りの拒否をした場合、遺棄される最悪の場合が起きうることを考慮し、注意しながら説得しているそうです。また、センター内、保健所内に市民の方が利用できる新しい家族探しの掲示板を設置し、引き取りの有料化も行っておられます。

平成 27 年以降、苦情は減ったものの、引き取りを厳しくしたので、遺棄されることがふえていないか、マイクロチップの実績確認も兼ねて死亡を集計していますが、平成 26 年の路上等死亡数は 642 頭、平成 27 年は 675 頭、平成 28 年は 639 頭でありさほど大きな増減はありません。

猫の譲渡数は平成 27 年度にいったん減少し 127 頭となりましたが、これは譲渡した人が「やはり飼えない」と戻してこられることがあったため、譲渡の条件を変更したことによると思われます。譲渡希望者の年齢制限を 60 歳から 55 歳以下に変更し、飼養するにはご家族の協力も必要となるため、本人だけでなくご家族への了解確認を必ず電話で行っています。平成 28 年度は 182 頭と増加しました。

○マイクロチップ装着推進事業の課題

マイクロチップ装着の実績は、平成 26 年～28 年で延べ 1,513 頭、路上死亡を含めた延べ返還数は 30 頭です。マイクロチップで判定されたのはそのうち 13

頭でした。課題としては、多頭飼育や無責任な餌やりへの対応、室内飼育への移行、犬同様に法律での義務化等があげられます。狂犬病は猫でも発症することがありますが、割合としては犬の一万分の一であり、環境省や厚労省に義務化を要望していますが、なかなか難しいところです。

また、所有者明示の必要性を理解している人がふえてきてはいるが、猫に関連する近隣とのトラブルで所有者責任を問われるのが怖いという人や、マイクロチップの登録料 1,000 円がもったいないからやらないという人もいます。マイクロチップ装着推進事業の改善点について、動物病院の医師の方の意見では、やはり事務手続きが煩雑であること、法律や条令等の法的根拠がないこと等が挙げられました。なお、制度の説明を動物病院側に依頼しているが、事務手続きだけでなく制度の説明にも時間を割いていただいていることから、平成 29 年度の予算では事務手数料として 250 円/件を計上しています。

④所感

この事業は飼い主（市民）・動物病院・市の三者が一丸となって取り組むことを目指し平成 26 年 6 月 1 日から開始されています。災害時や盗難時などに行方不明となった猫が飼い主の元に戻ってくる可能性を高めることが目的ですが、当事業を推進することにより、飼い主の意識改革を図り、屋内での適正飼養を高めることも大きな目的ではないかと感じました。岡崎市には動物園や動物センター等スタッフがそろっており、保育園児がふれあい学習として訪問するなど、本市とは環境が違ってはいますが、猫に関する苦情や猫の屋内飼養を進めていきたいという思いは同じです。

また、担当者の方の言葉で考えさせられたのが、殺処分ゼロを目指すと言ってほしくないというものです。岡崎市で殺処分ゼロは可能かもしれませんが、それは他の市町やNPOの団体等に過剰となった猫を押しつけているだけであり、殺処分は行政でしかできないのだから、日本全体の飼育可能数以上の猫をふやさないとしか猫の殺処分はなくせないということでした。

岡崎市でこの事業に従事されている方たちの言葉にもあったように、猫の所有者を犬のような登録制にするよう国において法律化すべきです。また、ペットショップでの販売時点での対応、たとえば頭数の規制等が必要であると思われます。

岡崎市役所にて二つの事業の視察を行う



(4) 静岡県富士宮市 稲子地区定住推進事業について

①日時

平成29年5月18日（木）午前9時30分～午前11時30分

②対応

富士宮市企画部企画戦略課地域政策推進室主査
企画部企画戦略課地域政策推進室主事
富士宮市稲子地区定住推進委員会委員長 ほか

③内容

定住推進事業について

稲子地区に限らず、富士宮市として行っている定住推進事業について説明を受けました。本市と類似していますが、やはり空き家対策、移住者への支援、ポータルサイト、フェイスブック等での富士宮市のPRが主な取り組みです。

- ・ 空き家対策：静岡県宅建協会との連携（空き家バンク）、不動産情報をポータルサイトで提供（家屋だけでなく土地の情報含む）、不動産相談の受付
- ・ 移住者の支援：転入世帯への奨励金支給や首都圏への通勤支援として新幹線最寄り駅（富士市の新富士駅）周辺の駐車場使用料の補助、民間企業と連携した就職相談、単身者向けのシェアハウスの運営

※転入世帯への奨励金は夫婦いずれかが40歳以下という年齢制限を設定していたが、実態として親の介護を理由とした50代の相談が多かったことから、平成29年度は年齢を見直す予定。

- ・ PR：ポータルサイトで仕事情報、不動産情報、子育て情報（子育て中の方のブログのようなもの）を掲載。フェイスブックでもイベントや地域の活動を

随時発信

稲子地区（旧芝川町）定住推進事業

○事業の概要

稲子地区定住推進委員会を平成 20 年度からたちあげており、地域での移住定住の活動を行っています。稲子地区以外に猪之頭地区でも活性化推進委員会を平成 28 年度からたちあげており、上記の 2 団体に対して市から地域の移住定住事業へ助成しています。稲子地区は山村振興法に指定された中山間地域であり、平野部が少ないこと、富士山が見えないこと等不利な面もあるが、逆に自然が多く、田舎ならではの地域の絆があるといった長所もあるといえます。

○事業を開始した経緯

稲子地区にある稲子小学校の児童数が平成 5 年は 63 人だったものが平成 20 年度には 7 人まで減少しており、住民が危機感を抱いたことで、旧芝川町のと きから事業を開始しています。小学校の児童数をふやしたいのが目的であり、子育て世帯に絞った移住の取り組み、地元地域を中心にご近所づきあいを大切にした取り組みを進めてきたところです。

○稲子地区定住推進委員会について

地元自治会を中心とした住民主体の委員会です。委員長自身も 30 年くらい前に県外から移住してこられており、委員会立ち上げ当初から委員会にかかわっておられます。空き家見学会や移住者との交流、ご近所付き合いを大切にした活動、委員会開催・広報誌「稲子地区定住推進委員会ニュース」発行など、定期的な活動をしています。また、首都圏での広報活動などの際には市の職員に実際の移住者が同行する取り組みも行っています。

○活動の成果

稲子小学校の児童数は徐々に増加しており、平成 25 年度は 5 人でありましたが平成 30 年は 16 人となる予定であり、率にすると約 300%の増加率です。20 代、30 代の若い世代 8 世帯が定住しており、地域の活動への参加で世代間の交流もあり、地域の消防力の強化もできています。新生児は 5 人誕生しました。また、地元の静岡大学との交流で延べ 70 名から 80 名の学生を受け入れており、若い世代による地域の活性化、学生の農業体験により高齢農家への労力支援もできています。空き家を積極的に貸したいという人は少ないですが、実際に人が住み始めると少しずつ意識も変わってくるということです。委員会の活動は約 10 年になりますが、通してやっているメンバーもいるそうです。いずれは交代することが考えられますが、稲子地区への愛着を強く持ち、活動を続ける人材がいて、それで 5 年くらいは継続しないと目に見える成果はあげられません。

○今後の課題

子どもが小さいうちはいいが、中学生・高校生となるにつれ、通学の問題（遠

距離で送迎が必要になるが、通学支援は特にない) や稲子地区に定住して得られる所得では足りなくなるなどの経済的な問題も出てくるので、現在小学校児童数はふえているが、何年後かを見据えていかないと移住者が外の地区に出ざるを得ない可能性があると考えておられました。医療機関や買い物、交通等がどうしても不便であり、不便を楽しめる若いうちはいいが、やはり何年後何十年後を考えると難しい面が出てくるかもしれないとのことでした。

④所感

富士宮市全体の定住推進への取り組みは本市と比較してさほど大きな違いがあるとは感じませんでしたが、稲子地区定住推進委員会の方々から直接話を聞いて感じた稲子地区における成功ポイントは以下のとおりです。

金銭的補助に頼っていると、補助期間が終了すると地域を出て行ってしまいます。お金を準備して環境を準備して、さあどうぞ、というやり方では、田舎の不便さを好きになってもらえません。田舎で、どうしても不便なのだから、この不便さを楽しんでもらえる、その楽しさを味わってもらうようにすることが大切です。生涯この地域で過ごしたいという強い思いと魅力がその地域に備わっているか、そういったものを育てられるかどうかです。

地元の静岡大学との交流が盛んであり、延べ80名程度が交流に参加しています。こういった外部の方との交流を受け入れる風土が地域にあるかどうか、稲子地区では定住推進委員会の委員長も外部から移住されてきた方であり、交流の大切さを実感されています。稲子地区では、地域の方のできること、市の立場でできること、その役割分担のバランスがよいことが奏功したといえるのではないのでしょうか。また、定住推進委員会の委員長の、やはりこういった事業は5年くらいは続けていかないと、目に見える成果は出てこないでしょうという言葉が印象に残りました。すぐに成果が出せなくても、地道に続けていくことが非常に重要であると感じました。

また、相談しやすい体制作りが大切です。細かなことですが、たとえば移住して起業したとして保育園には入れるのか等、移住希望者からのさまざまな相談が考えられますが、富士宮市では、移住希望者からそういった保育園の相談があれば、まずは行政の方で保育園の担当課に確認する等の対応をとっておられます。(稲子地区には保育園がないため自主保育をお母さん方でやっておられますが、移住された方の中には、実際に自主保育を体験してその良さから定住を決めたといわれる方もいます。) 本市も移住希望者、移住者に対して、さらに相談しやすい体制づくりを進めていかなければならないと感じました。

富士宮市役所にて

